

徳島県告示第六百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 3	山城東祖谷山	三好市池田町大利大西五番四 地先から 同 カゲヤブ七 六番一地先まで	八四・九	令和四年十一月十一日